

令和 7 年度

大阪府非鉄金属製造関連産業

最低賃金専門部会 第 4 回 会議次第

令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時 30 分
（大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用 B 会議室）

1 開 会

2 議 事

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定について

3 閉 会



令和7年10月1日

大阪労働局長
高橋 秀誠 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け大労発基 0714 第2号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの
結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の
決議によるものであることを申し添える。

別紙

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ ワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,180 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 1 日